

杉朋会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、杉朋会（中央大学杉並高等学校同窓会）と称する。事務所は中央大学杉並高等学校内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本会は、建学の精神を尊び、会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流の支援
- (2) 会員情報の管理及び整備
- (3) 会報その他の刊行物の発行
- (4) 講演会その他行事の開催
- (5) 母校の諸活動に対する協力
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

2 本会は、下記の要件を満たす継続可能なOB会（以下、中杉有志の会と称す）の結成を認める。

- (1) 特別会員1名、正会員3名以上の発起人がいること
- (2) 本会会員10名以上で構成し、その会員の入会同意を得ていること
- (3) 会の目的が本会会則第2条に合致すること
- (4) 発起人より理事会に申請し、その承認を得ること

3 本会は、各幹事会・同窓会、部活OB会、第3条3項の開催に当り、理事会で別途定める支給規則を満たすものについては、年1回に限り助成金、構成員名簿及び名簿シールを支給する。

第3章 会員

(会員の種別)

第4条 本会会員を次の3種とする。

- (1) 正会員 中央大学杉並高等学校の卒業生
- (2) 特別会員 中央大学杉並高等学校の学校長・教職員及び学校長・教職員であった者
- (3) 推薦会員 総会の決議により推薦された者

(会費)

第5条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会で定めた会費を納入しなければならない

い。

2 既納の会費その他寄付金品は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

(姓名等の届出)

第6条 正会員は、姓名、住所、職業等に変更がある場合、本会に届け出るものとする。

第4章 役員等

(理事)

第7条 理事は正会員とし、理事会もしくは会員10名以上の推薦を得て、総会の承認を以て選出される。

(1) 理事は、本会則及び総会又は理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。

(2) 理事は10名以上20人以内とする。ただし、必要に応じて総会決議を経て、増やすことができる。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、理事の中から総会の決議によって選任する。

2 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以上

(3) 会計 2名以上

(4) 会計監査 2名以上

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は会長がかけた場合は、会長の職務を代行する。

(3) 会計は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。

(4) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(任期)

第10条 役員及び理事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会終結の時までとする。ただし、会則又は総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 役員は、理事中、会長は継続して4期その任につけない。

3 理事は重任を妨げない。

4 任期の途中で退任する場合は会長に申し出るものとする。

(解任)

第11条 役員等が次のいずれかに該当する場合、当該役員等に事前に弁明の場を与えた上で、理事の3分の2以上の賛成があった場合、理事会の決議をもって当該役員等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員等としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(名誉会長)

第12条 本会に名誉会長を1名置く。

2 名誉会長は母校の現校長を推戴する。

(代表幹事)

第13条 本会に代表幹事を置く。

2 幹事は、各年度の中央大学杉並高等学校卒業生の中から2名以上を選出するものとする。(男女1名ずつ選出することが望ましい)

3 幹事は、本会の事業について、母校と卒業生との間の連絡調整を行うものとする。

第5章 総会

(総会の種別)

第14条 本会は、会員をもって構成する通常総会及び臨時総会を開催する。

2 通常総会は、1年に1回、開催する。開催日は原則として毎年6月とする。

3 臨時総会は、必要がある場合は、理事会の決議により開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から、会長の指名によって選出する。

2 議長は、会議の秩序を保持し議事を整理する。

(議題)

第16条 総会においては、次の事項を報告、決議する。

- (1) 事業計画及び予算並びに変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) 会費の額
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(発言)

第17条 総会に出席した正会員が発言しようとするときは、挙手し、自己の氏名、卒業年次を告げた上で、議長の許可を受けるものとする。

(議案の提出)

第18条 動議は総会に出席した正会員が、口頭又は書面で審議すべき事項を提示した上で、出席した

正会員の過半数の同意を得て提出することができる。

（総会の決議）

第19条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

（総会の議事録の作成・管理）

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- （1）日時及び場所
- （2）議長の指名
- （3）正会員総数及び出席した正会員の数
- （4）出席した役員の氏名
- （5）審議事項
- （6）議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議によって選任された議事録署名人が署名又は記名押印する。

3 議事録は、第1条の事務所に備え付けておかなければならない。

4 議事録の保存期間は5年とする。

第6章 理事会等

（理事会）

第21条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、会計、会計監査及び理事をもって構成する。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の過半数が会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

（議長）

第22条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長が出席できないときは、副会長が議長となる。

（理事会の決議事項）

第23条 理事会においては、次の事項を審議、承認、決議する。

- （1）業務執行の決定
- （2）通常総会の日時、場所及び付議すべき事項の決定
- （3）総会に付議すべき事項
- （4）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （5）総会から委任された事項

（理事会の議決）

第24条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

(理事会の議事録の作成・管理)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席した理事の数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、電磁的記録媒体にて保管する。

3 議事録の保存期間は5年とする。

(部会)

第26条 会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の要請事項に係る企画、実施及び調整を行う。

第7章 資産

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は理事会が管理し運用する。

(経費)

第29条 本会の経費は資産をもって支弁する。

第8章 会計

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 会長は、毎会計年度の開始前までに、事業計画書及び予算案を作成し、理事会の承認を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 会長は、通常総会までに、次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 財産目録(買入価格10万円以上)

(3) 収支計算書

2 会長は、通常総会において、前条の事業報告書を報告し、財産目録及び収支報告書について総会の承認を経なければならない。

3 剰余金が生じた場合には、次会計年度に繰り越すものとする。

第9章 雑則

(細則の制定)

第33条 本会則の施行に必要な事項について、会長が、理事会の議決を経て細則を定めることができるものとする。

(附則)

本会則は、令和5年6月24日、1966(昭和41年)年3月3日付作成の同窓会会則を改正したものである

(平成3年4月20日改正、施行)

(平成18年5月20日改正、施行)

(平成24年6月9日改正、施行)

(令和2年8月19日改正、施行)

(令和3年6月26日改正、施行)

(令和5年6月24日改正、施行)

杉朋会会則 細則

1 正会員の年会費は2,000円とする。但し、卒業初年度から10年間は1,500円とする。

2 新入正会員は、入会と同時に向う10年分の会費を前納するものとする。

(令和6年11月30日細則改正、令和7年2月15日施行)